

会 議 録

会議の名称	第 5 回大牟田市情報公開審査会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 21 年 10 月 20 日（火）14 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	畑中久彌（会長） 大脇久和（副会長） 北田和子 平嶋千鶴子 宮脇秀代
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 野田龍夫 同 主査 山田寿美子 同 担当 深町和広
会議次第	1 議題 （ 1 ）議事 運用状況報告（4～9月）について
会議の概要	1 議題 （ 1 ）議事 運用状況（4～9月）について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 運用状況(平成 21 年 4 月から 9 月まで)について、事務局から説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	意見や質問はないか。
委員	公文書公開請求一覧の 16 で、領収書の個人名を黒塗りとして公開決定されているが、こういった内容のものか？
事務局	個人宅を会場として活動報告をした際の使用料の領収書となっている。
会長	34、 35、 38 の事業報告書や貸借対照表は、公開したということか？
事務局	法人の印影や個人の印影を黒塗りし公開している。
会長	医療法人の事業報告書は、公開が義務付けられているのか？
事務局	はい。医療法の中で都道府県が閲覧に供することとなっている。
会長	37 の歯科技工所名簿も公開が義務付けられているのか？
事務局	食品営業許可台帳などと同じように歯科技工所も台帳が整備されているが、公開が義務付けられているものではなく、公開しても差し支えない情報と原課として判断し、公開している。
会長	生活衛生課で、公開しても差し支えないと判断した理由は、公開請求の対象となった情報の主体が、既に公になっている情報や公にすることが慣行となっている、という理

事務局	<p>由となるのか？</p> <p>所在地や電話番号、施設名などは電話帳などから公になっている情報でもある。</p> <p>開設者名や開設年月日、管理者名などは、法人の情報として公開しても差し支えないもの、影響がないものとして考えている。</p> <p>この中で、技工士名などが入ってくると個人情報となるので、黒塗りとなる。</p>
会長	<p>開設者や管理者などは個人情報には当たらないのか？</p> <p>医療法などで開設者や管理者は公開する義務があるのか？</p>
事務局	<p>事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法人等の情報として条例上定義しているのので、個人名であっても法人等の情報となる。</p>
会長	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他に意見や質問はないか。</p>
各委員	<p><各委員なし></p>
会長	<p>以上で会議を終了する。</p>